

令和6年10月25日
第161回総会（秋季）了承

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞

令和6年10月25日
日本私立大学協会

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）…………… 6

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

実施項目 3-1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

実施項目 3-1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

実施項目 3-2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

実施項目 3-2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

実施項目 3-3 ② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

実施項目 3-3 ③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

実施項目 3-4 ② 法令等遵守のための体制整備

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）…………… 8

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ① 情報公開推進のための方針の策定

実施項目 4-1 ② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

おわりに …………… 9

（参考）ガバナンス・コード策定の経緯 ……………10

はじめに ～ガバナンス・コードの改定にあたって～

■日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」＜第1版＞〔平成31年3月28日：第150回総会（春季）了承〕について

日本私立大学協会（以下、「本協会」という。）は、私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、学校法人（私立大学）の運営の基本を示した「日本私立大学協会憲章『私立大学版ガバナンス・コード』＜第1版＞」（以下、「第1版」という。）を制定した。

また、その運用にあたっては、加盟大学が様々な成り立ちや沿革の中で各法人の拠って立つところが形成されてきていることに配慮し、それぞれの大学が、実情に応じた大学版ガバナンス・コードを制定・公表するための指針とするとともに、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切なガバナンス・コードを目指すこととしてきたところである。

【参考】日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」＜第1版＞ 制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととともに自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

■ガバナンス・コードの改定（コンプライ・オア・エクスプレイン方式の採用）及び運用について

第1版の制定以降、この間において、本協会の加盟大学では、自ら制定したガバナンス・コードの遵守（実施）状況を点検し、その結果を公表するなど、ガバナンス・コードの活用が推進されてきた。他方、一部の私立大学を巡る不祥事報道が相次いだことなどにより、私立大学に対するガバナンス強化を求める社会的要請が高まり、私立学校法が改正された（令和5年4月26日可決・成立、同年5月8日公布、令和7年4月1日施行）。

本協会では、本協会をはじめとする私学団体等が策定したガバナンス・コードに対する加盟大学の取組状況及び学校法人のガバナンス改革に係る社会的要請（学校法人制度の改正等）を踏まえて、加盟大学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくため、コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用した加盟大学共通の「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」（以下、「本コード」という。）を策定した。

今般、策定した本コードは、先述の第1版制定時の目的・意義を大きく変更するものではなく、第1版で掲げた5つの原則（第1章～第5章）を、4つの「基本原則」及びそれに紐づく「原則」、「実施項目」の3層で構成し、運用面において、第1版の「それぞれの大学が、実情に応じた大学版ガバナンス・コードを制定・公表するための指針」から、「本協会が策定した加盟大学共通のガバナンス・コードに対して、それぞれの大学が自ら遵守（実施）状況を点検し、その結果を広く社会に公表するための指針」へと改定したものである。

本協会では、本コードを活用する加盟大学の自主・自律的な取組みを支援するとともに、今後も、加盟大学の遵守（実施）状況や社会的要請を踏まえ、自ら本コードの普及・活用促進・改善に努めることとする。

なお、本コードは、令和7年4月1日（令和7年度の遵守（実施）状況の点検）より適用することとし、適用開始日をもって第1版を廃止する。

令和6年10月25日
日本私立大学協会

「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード」についての基本的な考え方

1. 構成等について

本コードは、「基本原則」、「原則」、「実施項目」の3層で構成する。

(1) 「基本原則」とは

- ① 加盟大学が、建学の精神等の基本理念に基づき、遵守（実施）すべき教学・経営の運営上の基本を示したものである。
- ② 加盟大学は、「基本原則」の遵守（実施）状況について自ら点検し、その結果を公表することを基本とする。
- ③ なお、「基本原則」を遵守（実施）していない場合には、その理由あるいは今後の対応方針（検討状況）を公表することを基本とする。

(2) 「原則」とは

- ① 上記の「基本原則」を遵守（実施）するために、加盟大学において実施すべき原則を示したものである。
- ② 加盟大学は、「原則」の遵守（実施）状況について自ら点検し、その結果を公表することを基本とする。
- ③ なお、「原則」を遵守（実施）していない場合には、その理由あるいは今後の対応方針（検討状況）を公表することを基本とする。

(3) 「実施項目」とは

- ① 上記の「原則」を遵守（実施）するために、加盟大学において取り組むことが必要と考えられる項目を示したものである。
- ② 「実施項目」は、「原則」の遵守（実施）状況を判断するための指標であり、全項目の実施を求めるものではないが、「実施項目」の取組状況について公表することが望まれる。
- ③ なお、「実施項目」とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守（実施）していると判断した場合には、その取組内容について公表することが望まれる。

2. コンプライ・オア・エクスプレインについて

加盟大学は、本コードの「基本原則」及び「原則」（以下、「各原則」という。）について、各々の大学の実情を踏まえて解釈し、自ら「遵守（実施）しているか」、「遵守（実施）していない場合の理由あるいは今後の対応方針（検討状況）を説明するか」を判断するとともに、各原則の遵守（実施）状況を自主的に点検し、その結果を各大学のホームページに掲載することにより、広く社会へ公表することを基本とする。

3. 本協会への報告及び本協会による公表について

本協会は、私立大学に対する社会からの理解促進及び私立大学全体の健全性の向上に貢献することを目的として、各大学から、自主的な点検結果を踏まえた「点検結果報告書（本協会が別に定める様式）」の提出を受け、当該大学からの承諾に基づき、同報告書を含む自主的な点検結果の公表先 URL を、本協会ホームページにおいて公表することを基本とする。

4. 改訂について

今般、策定した本コードは、運用面の指針を改定したことに伴い「第 2.0 版」とした。

本協会は、今後も、加盟大学の遵守（実施）状況や社会的要請を踏まえ、本コードの改善に努めることとする。

なお、本コード（基本原則、原則、実施項目）の構成や内容を大幅に改める場合には「第 3.0 版」とし、文言の修正等、表現を改める場合には「第 2.1 版」とする。

基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）

加盟大学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営すべきである。

原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

加盟大学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進すべきである。

実施項目 1-1-1 ① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示する。

実施項目 1-1-2 ② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努める。

実施項目 1-1-3 ③ 教学組織の権限と役割の明確化

学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にする。

実施項目 1-1-4 ④ 教職協働体制の確保

教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。

実施項目 1-1-5 ⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施する。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

加盟大学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図るべきである。

実施項目 1-2-1 ① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込む。

実施項目 1-2② 計画実現のための進捗管理

計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行う。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

加盟大学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努めるべきである。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

加盟大学は、社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献すべきである。

実施項目 2-1① 社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供する。

実施項目 2-1② 社会貢献・地域連携の推進

環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努める。

原則 2-2 多様性への対応

加盟大学は、ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じるべきである。

実施項目 2-2① 多様性を受容する体制の充実

性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努める。

実施項目 2-2② 役員等への女性登用の配慮

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

加盟大学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保すべきである。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

加盟大学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にすべきである。

実施項目 3-1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目 3-1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

実施項目 3-1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

加盟大学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化すべきである。

実施項目 3-2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目 3-2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行う。

実施項目 3-2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

加盟大学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にすべきである。

実施項目 3-3 ① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。

実施項目 3-3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

実施項目 3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。

原則 3-4 危機管理体制の確立

加盟大学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立すべきである。

実施項目 3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させる。

実施項目 3-4② 法令等遵守のための体制整備

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備する。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

加盟大学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開すべきである。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

加盟大学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得るべきである。

実施項目 4-1① 情報公開推進のための方針の策定

情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進する。

実施項目 4-1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努める。

おわりに

本コードは、加盟大学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくために策定したものである。もとより、本協会が本コードにより加盟大学を管理監督することはない。

加盟大学には、本コードを活用し、自主的に遵守（実施）状況の点検結果を広く社会に公表することにより、教育・研究の質向上を図るとともに、管理運営の透明性を確保し、社会からの信頼を得て、経営の健全性の更なる向上を図ることを期待する。

（参考）ガバナンス・コード策定の経緯

■「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」について

平成 29 年 5 月に文部科学省より公表された「私立大学等の振興に関する検討会議」の議論のまとめにおいて、「平成 16 年の私学法改正により理事会の設置をはじめ、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確化してきたが、制度が想定している機能を十分には活用しているとは言えない状況もあり、それらの機能の活性化が必要である。そのうえで、透明性あるガバナンスが担保されるよう改善するため、法令の規定によるものだけではなく、学校法人や私学団体の自主性を尊重するための『ガバナンス・コード』のようなガイドライン策定が必要である。」との提案がなされた。

その後、文部科学省において、「学校法人制度改善検討小委員会」を新たに設置し、私立学校法改正を視野にいたした検討が重ねられてきた。

本協会では、本件に関して、第 681 回理事会（同年 11 月 24 日開催）において協議の結果、協会の常設委員会において全加盟大学を対象とした「私立大学版ガバナンス・コード（仮称）」を策定して対応することとし、私立大学基本問題研究委員会と連携しながら大学事務研究委員会において検討することとなった（同年 12 月 15 日開催第 2 回私立大学基本問題研究委員会です承）。これを受けて、ただちに大学事務研究委員会（担当理事：水戸英則）内に、ガバナンスワーキンググループを設置し、平成 30 年 1 月に第 1 回ワーキンググループを開催し、原案作成の検討に着手した。その後、私立大学基本問題研究委員会（担当理事：黒田壽二）、理事会の議を経て、同年 3 月 27 日開催の第 148 回総会（春季）において「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード（中間報告）」を提案し、検討の方向性について了承され、引き続き検討することとなった。

一方、文部科学省の学校法人制度改善検討小委員会では、平成 31 年 1 月 7 日に「学校法人制度の改善方策について」がとりまとめられ公表された。その後、同年 2 月 12 日には、私立学校法の改正を含む学校教育法等の一部を改正する法律案（以下、「私立学校法改正法案」という。）が通常国会に提出された。

本協会においては、学校法人制度改善検討小委員会のとりまとめと私立学校法改正法案の概要を踏まえて、大学事務研究委員会ガバナンスワーキンググループを中心に、本協会ガバナンス・コード（中間報告）の見直しを行い、再度、私立大学基本問題研究委員会、理事会の議を経て、同年 3 月 28 日開催の第 150 回総会（春季）において「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」を提案し、概ね了承された。その後、国会審議中であった私立学校法改正法案の成立（令和元年 5 月 17 日）をまって、調整したのちに本協会ホームページにおいて公表した。

■「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」について

令和元年の私立学校法改正以降も、一部の私立大学を巡る不祥事報道が相次いだことなどにより、学校法人制度の在り方について不断の見直しが求められ、文部科学省の「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）等において、

学校法人のガバナンス改革を巡る活発な議論がなされてきた。その結果、令和3年3月19日には、有識者会議がとりまとめた「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」が公表され、「策定・普及の取組が始まっている各大学団体のガバナンス・コードについては、各大学における遵守状況の点検・公表の段階的な推進を強力に支援していくとともにできる限り早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指していくべきである。」との方向性とあわせて、ガバナンス・コードに盛り込んでいくべき事項等が示された。

その後、令和5年2月17日には、「私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行う必要がある。」との理由により、私立学校法の一部を改正する法律案が通常国会に提出され、同年4月26日に可決・成立した（同年5月8日公布、令和7年4月1日施行）。

本協会では、第1版の策定から約5年が経過し、この間の加盟大学のガバナンス・コード策定等の取組状況やガバナンス改革に係る社会的要請を踏まえて、令和5年12月より、大学事務研究委員会ガバナンスワーキンググループにおいて、コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用したガバナンス・コードの策定に向けた検討に着手し、令和6年3月には、「中間報告（案）」をとりまとめた。その後、理事会の議を経て、同年3月25日開催の本協会第160回総会（春季）において、同報告（案）を提案し、新たなガバナンス・コードの策定の方向性について了承されたことを受け、継続して検討を重ねてきた。そして、同年10月25日開催の第161回総会（秋季）において、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」が了承された。

A'UJ

**ASSOCIATION OF
PRIVATE UNIVERSITIES
OF JAPAN** *SINCE 1946*